

新居浜市教育委員会パートタイム職員 (配膳員) 募集要項

新居浜市教育委員会会計年度任用職員（配膳員）を次のとおり募集します。

1 受付期間

6月3日から6月13日までの市役所の執務時間中（8時30分から17時15分まで）に、社会教育課において受け付けます。

2 職種、任用予定人員及び職務内容

形態	職種	任用予定人数	職務内容
パートタイム職員	配膳員	1人	宮西小学校に勤務し、学校給食センターから配送される給食（食缶、食器など）の運搬、仕分け等の業務に従事します。

3 応募資格

（1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない人

4 任用期間等

（1）任期

任用開始の日から令和8年3月31日まで（更新予定あり）

※ただし、勤務成績不良等の場合は、途中で退職していただく場合があります。

（2）勤務時間

原則 月曜日～金曜日

10時00分から14時30分までの間で実労働時間3時間

休憩時間は30分～45分程度（配属校により異なります）

（3）休日

毎週土曜日・日曜日、国民の祝日

その他、学校の休業日等で所属長が勤務を要しないと認めた日

5 給与

（1）報酬

時間給額 1,303円（初年度単価）を勤務実績に応じ、翌月支給します。

※昇給制度あり（最大3回まで）

（2）通勤に要する費用

条例に基づき、通勤距離や手段に応じて支給

6 保険

労災保険に加入

（裏面に続きます。）

7 応募手続

(1) 申込用紙の請求

市役所の執務時間中に、教育委員会事務局社会教育課で配布します。また、新居浜市ホームページでも申込用紙はダウンロード可能です。

(2) 申込手続

申込用紙に必要事項を記入し、9月27日までに教育委員会事務局社会教育課に提出してください（申込書は一度提出されると、返却はいたしません。）。

8 試験

応募者全員に、面接試験を行います。

(1) 日時・場所

日時、場所については受付後にお知らせします。

(2) 試験結果

試験後に受験者全員に文書で通知します。

9 備考

受付手続、その他お問合せは、教育委員会事務局社会教育課まで御連絡ください。

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局社会教育課

電話：0897-65-1300（直通）

※地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者